広島県告示第千五十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の三第一項第二号の規定によって、同号の一定の区域を次のとおり定めた。

令和五年八月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

加入区の名称	区域
わかめ養殖業	わかめ特定広加入区
	広漁業協同組合の地区